# 第6章 良好な景観形成に向けて必要な事項

# 6-I 景観重要公共施設の整備及び良好な景観形成に関する事項

# 1. 景観重要公共施設の指定の方針

道路・河川・公園などの公共施設は、市民生活に密接に関わるものであり、本市の景観を形作る骨格となる大きな要素です。また、これらは本市への来訪者の目にも触れることから、市に対する印象に大きく関わるものでもあります。したがって、本市の良好な景観まちづくりに向けては、こうした公共施設の質を高め、魅力あるものとしていくことが重要です。

本市においては、群馬県による『ぐんまの風景を魅せるインフラ整備』や旧中山道における無電柱化などの取組が進められています。こうした行政による景観形成を先導する取組を推進していくため、公共施設の中でも、その立地・規模・利用者数の多さなどを考慮し、景観まちづくりに特に重要なものを『景観重要公共施設』に指定し、周辺景観に配慮した整備や利用を図るものとします。景観重要公共施設は下記に示す施設を候補とし、本計画において決定するものの他にも、今後具体的な指定箇所を検討します。

また、指定に際しては、その施設の管理者などとそれぞれの特徴を活かした整備・利用などについて十分協議を行います。

# 【景観重要公共施設指定の方針】

下記のような公共施設について、景観重要公共施設に位置付けることを検討します。

- ▶ 本市の主要な交通動線・河川など景観に与える影響の大きい公共施設
- ▶ 地域のシンボルとして認識されている公共施設
- ▶ 本市における今後の景観形成に重要な公共施設
- ▶ 周辺から良く見える公共施設
- ▶ 市民に良く知られ、親しまれている公共施設

#### 【景観重要公共施設の候補】

種別	名称
道路	・西毛広域幹線道路・・上信越自動車道
	・国道 18 号・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	・主要地方道下仁田安中倉渕線(ラウンドアバウト)
河川	・主な一級河川
公園	・西毛総合運動公園 ・後閑城址公園 ・あんなかスマイルパーク

# 2. 景観重要公共施設の指定

本市では、行政による良好な景観形成に向けた先導的な取組として、下記の施設を景観重要 公共施設に指定し、周辺景観に配慮した整備と活用を図ります。

## 【景観重要公共施設の名称】

種別	名称
景観重要道路	西毛広域幹線道路(幅員 17m、延長:約 440m)
京観里安理始	(県道下里見安中線の一部、国道 18 号~旧中山道の区間)
景観重要公園	米山公園(面積: 23, 256. 41 ㎡)

# 3. 景観重要公共施設の整備方針及び占用許可基準

## (1) 景観重要道路 西毛広域幹線道路(県道下里見安中線の一部)

#### 【景観重要道路の選定理由】

西毛広域幹線道路は、安中市都市計画マスタープランにおいて前橋・富岡方面と本市都市拠点を連絡する広域交通軸と位置付け、広域圏との往来を支える主要交通路として、現在整備が進められています。また、市役所周辺は枢要な公共公益施設と都市機能・都市交通が集中する都市拠点であるとともに、本市の中枢であり西毛広域幹線道路沿道や周辺における既存建築物等の更新を進める拠点商業業務地に位置付けています。

西毛広域幹線道路の当該区間は、本市の主要な交通軸である国道 18号と旧中山道を結ぶ区間であり、群馬県が取り組む「ぐんまの風景を魅せるインフラ整備」が実施されるなど、市役所周辺の良好な景観形成において重要な要素の一つとなっています。

そこで、西毛広域幹線道路の開通により、周辺への人の往来が更に活発になることを踏まえ、本市の都市拠点にふさわしい風格ある景観まちづくりを行うため、道路と周辺の建築物を一体的に計画に位置付けることで効果的に良好な景観形成を図ることを目指し、景観重要道路に指定します。

## 【景観重要道路の整備方針】

景観重要道路の整備においては、周辺景観やまち並みに調和した質の高い公共空間を創出することで魅力の向上を図ります。

また、補修・改修などに併せ、景観形成を阻害する要因を除いていくことで、より良い景観まちづくりを行います。

# 【整備に関する事項】

- ①車道及び歩道の仕上げは、沿道の建築物と調和したデザイン及び色彩とする。
- ②交通安全施設等のデザイン及び色彩は、周辺との調和に配慮し、かつ色彩基準を彩度6以下とする。ただし、視認性の確保が必要となる施設についてはこの限りではない。
- ③次の項目の整備・設置については①・②の規定の対象外とする。
- ・景観計画が策定された際、既に存するもの(塗り替え時・更新時は除く。)
- ・道路標識の表示面等法令で定めのあるもの
- ・安全確保に必要なもの又は緊急上やむを得ない場合

- ・地中に埋設するもので周辺から望見できないもの
- ・工事、イベント等に必要な仮設の工作物等
- ・木材・天然の石材などの自然素材や、無着色の瓦やガラス・レンガ(土を焼成)を使用する場合
- ・その他、市長が必要と認めたもの

# 【占用許可の基準に追加される景観基準】

景観法第8条第2項第4号ハの規定により、景観重要公共施設である道路内において、当該 景観重要公共施設の景観上の特性を維持、増進するために必要な占用等の許可の基準を定め ます。

道路法第32条第 I 項または第3項の規定に基づき、工作物の道路占用許可を行う場合は、 景観法第49条の規定により、道路法に基づく占用許可基準に、下記の景観基準が追加されます。 道路管理者である群馬県への占用許可申請の際は、景観行政団体である安中市の意見書の添 付が必要となります。

## 【良好な景観形成のための景観基準】

- ①占用物のデザイン及び色彩は、周辺との調和に配慮し、かつ色彩基準を彩度6以下とする。
- ②次の項目の整備・設置については①の規定の対象外とする。
  - ・景観計画が策定された際、既に存するもの(塗り替え時・占用の期間更新時は除く。)
  - ・道路標識の表示面等法令で定めのあるもの
  - ・安全確保に必要なもの、又は緊急上やむを得ない場合
  - ・地中に埋設するもので周辺から望見できないもの
  - ・工事、イベント 等に必要な仮設の工作物等
  - ・屋外広告物、公共サイン
  - ・木材・天然の石材などの自然素材や、無着色の瓦やガラス・レンガ(土を焼成)を使用する場合
  - ・その他、市長が必要と認めたもの

# 【景観重要道路位置図】



## (2) 景観重要公園 米山公園

#### 【景観重要公園の選定理由】

米山公園は、西毛広域幹線道路及び安中市役所からほど近く、九十九川に隣接した近隣公園です。当該公園にはパターゴルフ場、スケートボード、ローラースケートやローラーブレードなどが楽しめるサーキット場などの珍しい施設が整備されています。その他にも和風庭園や洋風庭園としての広場もあり、四季折々の表情が楽しめるため、散歩コースとしても親しまれています。また、隣接して米山体育館が立地しており、市内の都市公園でもひときわ高いレクリエーション機能を有しています。

今後、西毛広域幹線道路の開通により利用者の増加が見込まれることから、良好な景観形成を 行い、本市の都市拠点からほど近く、うるおいとレクリエーションを楽しめる公園として魅力を向上 させていくため、景観重要公園に位置付けます。

## 【景観重要公園の整備方針】

景観重要公園の整備は、周辺景観やまち並みに調和した質の高い公共空間を創出することで魅力の向上を図るとともに利用者が快適に過ごせる公園を確保することとし、『景観形成の地区別方針』及び『景観形成基準』に適合し、デザインや配置などを周辺景観に配慮して実施します。また、補修・改修などに併せ、景観形成を阻害する要因を除いていくことで、より良い景観まちづ

## 【良好な景観形成のための景観基準】

- ①景観重要公共施設を占用する物件は、『景観形成の地区別方針』及び『景観形成基準』に適合し、 そのデザインや配置などを周辺景観に配慮したものとする。
- ②適切に維持・管理を行い、経年変化などにより周辺景観に影響しないよう配慮する。
- ③次の項目の整備・設置については(1)・②の規定の対象外とする。
  - ・遊具等の施設

くりを行います。

- ・ポストコーンなど利用者の安全確保に必要なもの
- ・地中に埋設するもので周辺から望見できないもの
- ・工事等に必要な仮設の工作物等
- ・イベント等で短期間に使用する建築物又は工作物
- ・その他、市長が必要と認めたもの
- ④利用者等の安全確保上必要となるものについては個別に協議する。

# 【景観重要公園位置図】



# 6-2 景観農業振興地域整備計画の検討に関する事項

市内には、妙義山を背景に優れた農地を有しているほか、広大な梅林をはじめ、懐かしさを感じる農地が広がっており、本市の特徴的な景観の一つとなっています。

これらの農地において、景観と調和のとれた良好な営農環境を確保し、農業の振興に努めつつ、 景観形成を同時に進めていくため、必要に応じて『景観農業振興地域整備計画』の策定を検討し ます。





# 6-3 屋外広告物の制限に関する事項

市内には様々な規模・デザインの屋外広告物が設置されており、多くの情報を伝える一方で、特に幹線道路沿道や商業地においては、周辺景観へ影響を与えています。中でも野立て看板や沿道の大型看板は、周辺景観への影響が大きいことから、掲出に際しては周囲との調和に配慮する必要があります。

屋外広告物については、景観形成の方針実現に向け、群馬県屋外広告物条例に基づく掲出等の制限を行います。また、実態を踏まえ、よりきめ細かい屋外広告物のコントロールを行うため、必要に応じて群馬県条例に替わる本市独自の条例の制定を検討します。

